

第5章 サービス利用量見込みと **介護保険料の設定**

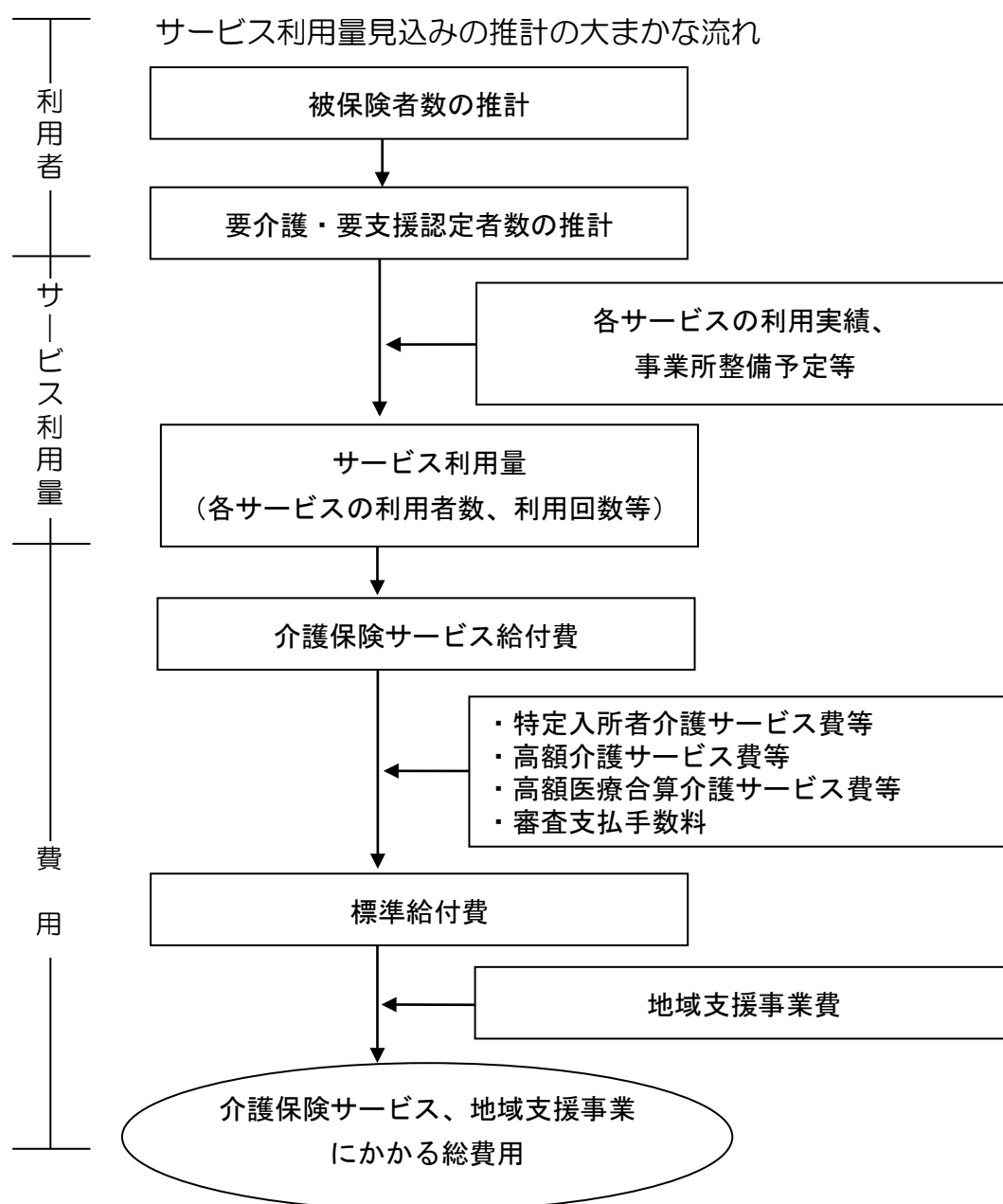
1 サービス利用量見込みの推計

(1) サービス利用量見込みの推計の流れ

サービス利用量見込みの推計の大まかな流れは下図のようになります。

被保険者数、要介護・要支援認定者数の推計に対し、各サービスの利用実績の傾向等からサービス利用量、給付費等を推計しています。

本計画期間である30年度から32年度と、参考値として37年度について推計します。



介護保険のしくみ

- ・ 介護保険制度は、介護・支援が必要になっても安心して暮らし続けるための支え合いの制度です。
- ・ 介護・支援が必要になったときには、要介護・要支援認定を受け、自らの選択に基づいて介護保険サービスを利用します。
- ・ サービスを利用する際、利用者はサービスにかかる費用の原則 1 割から 3 割を利用料として負担します。残りの 9 割から 7 割は、介護保険料と税金等の公費で賄われます。
- ・ 市は、介護・支援が必要なかたが充実したサービスを利用できるよう、地域密着型サービスの事業所整備等によりサービス供給量の確保に努めています。
- ・ 地域包括支援センターという高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点を、市内 5 か所に設置し、地域の見守り活動の支援や介護等の相談を行っています。
- ・ また、できるだけ介護・支援が必要な状態にならないよう、介護予防事業の実施、高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進に力を入れています。
- ・ 今後も、必要なサービスを確保する一方で、地域支援事業の充実、給付の適正化、収納率向上等に取り組むことで、介護保険事業を適正に運営していきます。



- ・ 持続可能な介護保険制度の確立に向け、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



(2) 被保険者数、要介護・要支援認定者数の推計

被保険者数の推計は、下表のとおりです。

被保険者数の推計

単位：人

	30年度	31年度	32年度	37年度
第1号被保険者数	39,407	39,520	39,602	40,239
第2号被保険者数	52,991	53,266	53,527	53,840
被保険者数計	92,398	92,786	93,129	94,079

(平成37年度は参考値)

介護予防等の施策による影響を反映した要介護・要支援認定者数の推計（施策反映後）は、下表のとおりです。

要介護・要支援認定者数の推計（施策反映後）

第1号被保険者

単位：人

	30年度	31年度	32年度	37年度
要支援1	1,041	1,072	1,100	1,181
要支援2	870	963	1,061	1,247
要介護1	2,471	2,533	2,590	2,787
要介護2	1,107	1,099	1,090	1,143
要介護3	897	936	978	1,181
要介護4	779	797	812	892
要介護5	821	872	922	1,061
合計	7,986	8,272	8,553	9,492

第2号被保険者

単位：人

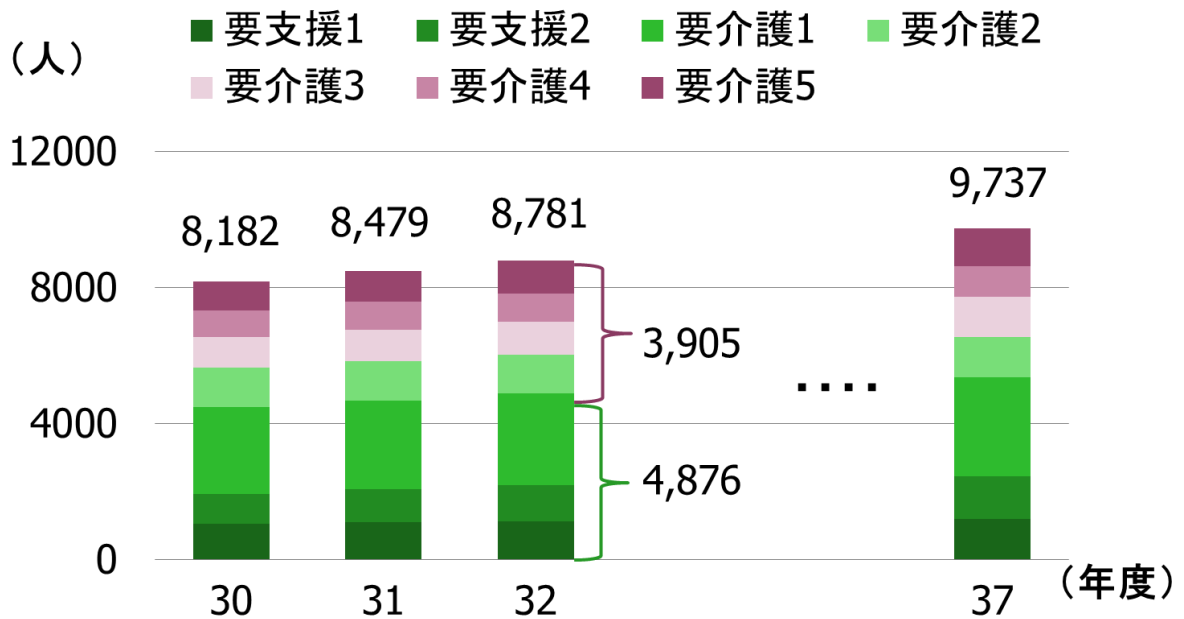
	30年度	31年度	32年度	37年度
要支援1	15	16	18	20
要支援2	9	10	11	12
要介護1	79	87	96	104
要介護2	42	45	48	50
要介護3	5	0	0	0
要介護4	15	15	18	20
要介護5	31	34	37	39
合計	196	207	228	245

被保険者計

単位:人

	30年度	31年度	32年度	37年度
要支援1	1,056	1,088	1,118	1,201
要支援2	879	973	1,072	1,259
要介護1	2,550	2,620	2,686	2,891
要介護2	1,149	1,144	1,138	1,193
要介護3	902	936	978	1,181
要介護4	794	812	830	912
要介護5	852	906	959	1,100
合計	8,182	8,479	8,781	9,737

要介護・要支援認定者数の推計（施策反映後、被保険者計）



(3) サービス利用量見込みの考え方

① 居宅サービスの利用量見込みの考え方

近年の利用者数・利用回数の推移から、利用量を見込みます。

② 地域密着型サービスの利用量見込みの考え方

本計画期間中の新規整備予定（認知症対応型共同生活介護1か所）に合わせて、利用量の伸びを見込みます。

地域密着型通所介護については、総量規制による利用量を見込みます。

③ 施設サービスの利用量見込みの考え方

近年の利用者数の推移、近隣市を含めた今後の施設サービス整備予定から、利用量を見込みます。

当市の施設サービスの整備については、東京都による東村山ナーシングホームの民設民営化に伴う介護老人福祉施設の整備、介護療養型医療施設の転換創設による介護老人保健施設の整備による利用量の増減を見込みます。

第7期計画期間中においては、その他の施設サービスおよび特定施設入居者生活介護の積極的な整備予定はありません。

(4) サービス利用量見込みの推計

各サービスの、本計画期間における利用者数・利用量の見込みは、次の表のようになります。(給付費は年間額。回数・日数、人数は1月あたり)

①介護給付の見込み

(単位)給付費:千円、回数:回、日数:日、人数:人

		30年度	31年度	32年度
(1)居宅サービス				
訪問介護	給付費	886,928	951,115	1,020,836
	回数	26,008.5	27,623.1	29,337.1
	人数	1,573	1,610	1,647
訪問入浴介護	給付費	47,303	44,734	41,972
	回数	315.8	295.4	275.8
	人数	67	63	59
訪問看護	給付費	357,975	384,999	412,341
	回数	6,444.3	6,868.2	7,282.2
	人数	798	860	917
訪問リハビリテーション	給付費	33,965	34,115	35,716
	回数	949.8	943.6	976.6
	人数	72	70	71
居宅療養管理指導	給付費	160,298	179,167	199,245
	人数	1,039	1,149	1,263
通所介護	給付費	1,177,060	1,311,469	1,451,247
	回数	13,235.0	14,691.2	16,220.8
	人数	1,304	1,377	1,448
通所リハビリテーション	給付費	404,752	419,405	428,978
	回数	4,054.5	4,235.6	4,376.0
	人数	549	577	604
短期入所生活介護	給付費	326,735	376,337	452,271
	日数	3,233.3	3,679.0	4,384.0
	人数	333	373	414
短期入所療養介護(老健)	給付費	61,416	64,972	69,079
	日数	474.4	491.1	508.3
	人数	66	70	74
短期入所療養介護(病院等)	給付費	1,237	950	0
	日数	7.9	6.0	0.0
	人数	1	1	0
福祉用具貸与	給付費	336,154	353,891	372,294
	人数	2,355	2,497	2,641
特定福祉用具購入費	給付費	11,343	11,435	11,900
	人数	38	38	39
住宅改修費	給付費	25,487	26,669	27,755
	人数	27	29	30
特定施設入居者生活介護	給付費	818,361	919,361	1,035,157
	人数	356	396	440

(単位)給付費:千円、回数:回、日数:日、人数:人

		30年度	31年度	32年度
(2)地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	14,472	14,632	14,806
	人数	15	15	15
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費	76,226	80,915	86,713
	回数	618.0	668.8	715.1
	人数	55	55	55
小規模多機能型居宅介護	給付費	96,788	103,936	115,275
	人数	45	50	55
認知症対応型共同生活介護	給付費	466,777	472,126	556,766
	人数	150	150	175
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	7,404	7,485	7,574
	人数	2	2	2
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	140,378	171,750	202,280
	人数	50	60	70
地域密着型通所介護	給付費	499,982	505,484	511,501
	回数	5886.2	5,886.2	5,886.2
	人数	784	784	784
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費	2,233,914	2,292,182	2,536,268
	人数	747	757	828
介護老人保健施設	給付費	1,147,065	1,365,394	1,416,233
	人数	349	409	419
介護医療院	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費	230,224	96,532	52,858
	人数	54	22	12
(4)居宅介護支援	給付費	628,631	660,164	691,662
	人数	3,603	3,742	3,879
合計	給付費	10,190,875	10,849,219	11,750,727

②予防給付の見込み

(単位)給付費:千円、回数:回、日数:日、人数:人

		30年度	31年度	32年度
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	19,762	24,536	31,454
	回数	411.6	502.1	634.1
	人数	70	83	97
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	2,605	3,180	4,207
	回数	74.3	90.0	117.0
	人数	9	11	14
介護予防居宅療養管理指導	給付費	5,935	6,746	7,735
	人数	40	45	51
介護予防通所リハビリテーション	給付費	31,972	35,395	39,908
	人数	80	87	97
介護予防短期入所生活介護	給付費	1,152	1,166	1,180
	日数	15.6	15.6	15.6
	人数	4	4	4
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	24,454	26,475	28,355
	人数	454	490	523
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	2,864	2,898	2,933
	人数	13	13	13
介護予防住宅改修	給付費	11,333	11,469	11,605
	人数	11	11	11
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	21,122	22,488	24,274
	人数	23	24	25

(単位)給付費:千円、回数:回、日数:日、人数:人

		30年度	31年度	32年度
(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
(3)介護予防支援	給付費	27,797	30,285	32,627
	人数	474	510	543
合計	給付費	148,996	164,638	184,278

③総給付費の見込み

単位:千円

	30年度	31年度	32年度
介護給付費	10,190,875	10,849,219	11,750,727
予防給付費	148,996	164,638	184,278
総給付費	10,339,871	11,013,857	11,935,005

④標準給付費の見込み

単位:千円

	30年度	31年度	32年度
総給付費	10,339,871	11,013,857	11,935,005
特定入所者介護サービス費等給付額	362,270	398,497	438,347
高額介護サービス費等給付額	296,440	334,303	367,122
高額医療合算介護サービス費等給付額	37,191	39,050	41,003
算定対象審査支払手数料	12,396	13,276	14,218
標準給付費	11,048,168	11,798,983	12,795,695

⑤地域支援事業費の見込み

単位:千円

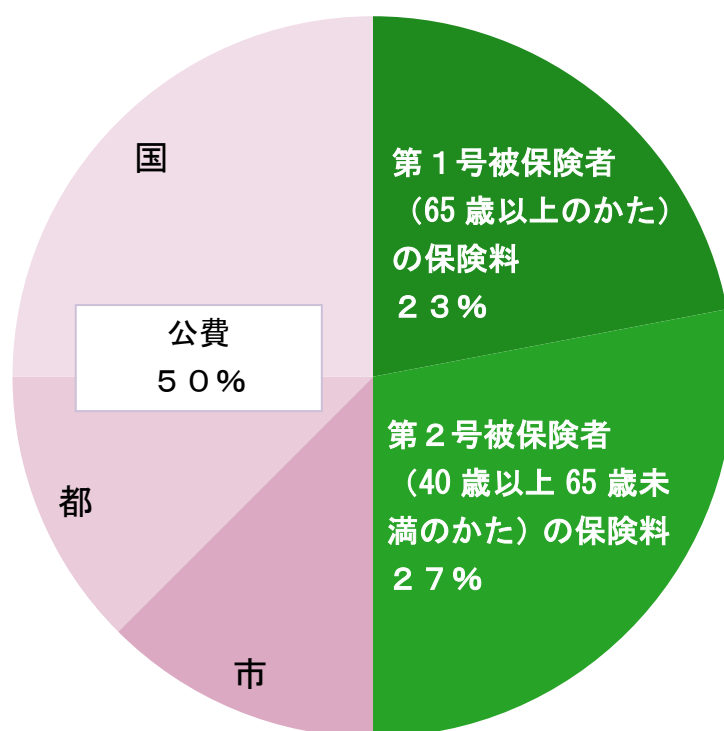
	30年度	31年度	32年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	389,381	419,667	451,396
包括的支援事業・任意事業費	228,354	243,197	258,518
地域支援事業費	617,735	662,864	709,914

2 介護保険料の設定

(1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者（65歳以上のかた）の保険料のほか、第2号被保険者（40歳以上65歳未満のかた）の保険料、国・都・市の公費で構成されています。このうち、本計画期間中の第1号被保険者の負担割合は23%と定められています。

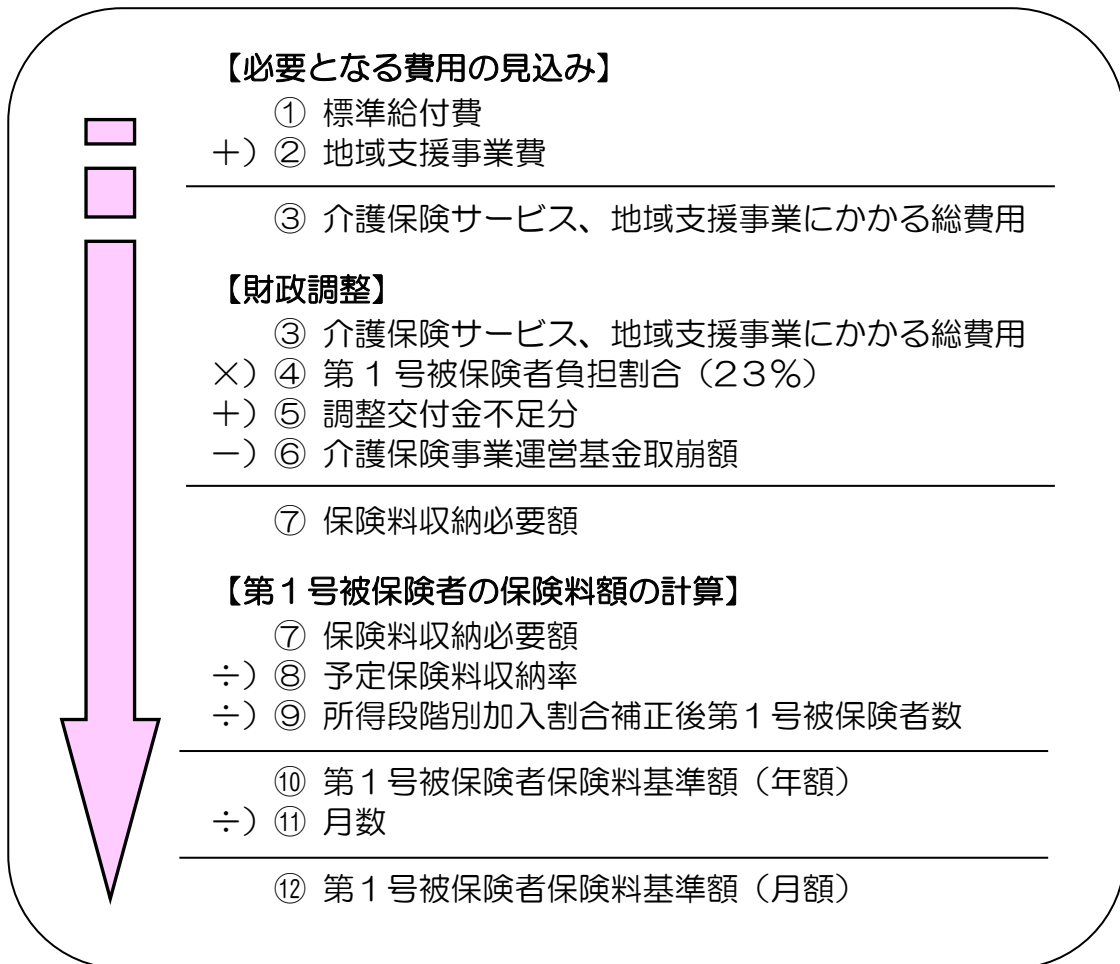
介護保険サービス・地域支援事業（※）の財源構成



※地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業費のみ財源構成が異なります。
（第1号被保険者の保険料23%、国38.5%、都19.25%、市19.25%）

(2) 介護保険料の設定の流れ

第1号被保険者の介護保険料は、第1号被保険者数、介護保険サービス・地域支援事業にかかる費用の見込み等を基に、所得段階別に設定します。



(3) 介護保険料基準額の算出

本計画期間である30年度から32年度と、参考値として37年度の保険料基準額は、次のとおりです。

【必要となる費用の見込み】

単位:千円

	30年度	31年度	32年度	3か年計
①標準給付費	11,048,168	11,798,983	12,795,695	35,642,846
②地域支援事業費	617,735	662,864	709,914	1,990,513
③介護保険サービス、地域支援事業にかかる総費用	11,665,903	12,461,847	13,505,609	37,633,359

【財政調整】

③介護保険サービス、地域支援事業にかかる総費用×④第1号被保険者負担割合＝(ア)

$$37,633,359 \text{千円} \times 23\% = 8,655,672 \text{千円} \text{ (ア)}$$

(ア)＋⑤調整交付金不足分－⑥介護保険事業運営基金取崩額＝⑦保険料収納必要額

$$8,655,672 \text{千円} + 8,315 \text{千円} - 679,000 \text{千円} = 7,984,987 \text{千円} \text{ ⑦}$$

【第1号被保険者の保険料額の計算】

⑦保険料収納必要額÷⑧予定保険料収納率÷⑨所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数(3年間)＝⑩第1号被保険者保険料基準額(年額)

$$7,984,987 \text{千円} \div 98.0\% \div 118,086 \text{人} = 69,000 \text{円} \text{ ⑩}$$

⑩第1号被保険者保険料基準額(年額)÷⑪月数＝⑫第1号被保険者保険料基準額(月額)

$$69,000 \text{円} \div 12 \text{か月} = 5,750 \text{円} \text{ ⑫}$$

【参考】37年度の介護保険サービス、地域支援事業にかかる総費用、第1号被保険者数、保険料基準額(月額)

	37年度
介護保険サービス、地域支援事業にかかる総費用	14,426,093千円
第1号被保険者数	40,239人
第1号被保険者保険料基準額(月額)	7,964円

(4) 第1号被保険者の介護保険料の設定

第1号被保険者所得段階別介護保険料

所得段階	対象	保険料率	月額(円)	年額(円)	
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等の支援給付受給者 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金受給者	×0.43 (※)	2,473	29,700	
	・世帯全員が住民税非課税で、 本人の公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下				
第2段階	・本人及び世帯全員が 住民税非課税で、本人の公的 年金等に係る雑所得を除いた 合計所得金額+課税年金収 入額が…	80万円を超え 120万円以下	×0.68	3,910	46,900
第3段階		120万円を 超える	×0.75	4,313	51,800
第4段階	・世帯が住民税課税だが、 本人が住民税非課税で、 本人の公的年金等に係る雑 所得を除いた合計所得金額+ 課税年金収入額が…	80万円以下	×0.84	4,830	58,000
第5段階		80万円を超える	×1.00	5,750	69,000
第6段階	・本人が住民税課税で、 合計所得金額が…	120万円未満	×1.12	6,440	77,300
第7段階		120万円以上 200万円未満	×1.28	7,360	88,300
第8段階		200万円以上 300万円未満	×1.49	8,568	102,800
第9段階		300万円以上 400万円未満	×1.59	9,143	109,700
第10段階		400万円以上 500万円未満	×1.73	9,948	119,400
第11段階		500万円以上 600万円未満	×1.85	10,638	127,700
第12段階		600万円以上 700万円未満	×1.96	11,270	135,200
第13段階		700万円以上 800万円未満	×2.08	11,960	143,500
第14段階		800万円以上 900万円未満	×2.19	12,593	151,100
第15段階		900万円以上 1,000万円未満	×2.31	13,283	159,400
第16段階		1,000万円以上	×2.44	14,030	168,400

※第1段階の保険料率に対して、公費による低所得者負担軽減がされています。

本表中の合計所得金額とは、分離課税の短期譲渡所得と長期譲渡所得に係る特別控除額を除いた額を指します。

3 介護保険事業の適正運営に向けた取り組み

(1) 介護保険事業の適正運営に向けた取り組み

①保険料収納率向上の取り組み

○公平な負担のため、保険料収納率の向上に取り組めます。

区分	方向性
コンビニ収納、口座振替の勧奨、 滞納者への督促	継続 ペイジーによる口座振替受付の導入

②その他

○地域支援事業の充実による介護予防の推進や、介護給付の適正化の取り組みの副次的な効果として、介護保険事業の適正運営に努めます。

(具体的な取り組みは、●、●ページ参照)